

# 災害救助法により県の行う医療、助産、死体処理を日本赤十字社山形県支部に委託する契約書

## （目的）

第1条 災害救助法第32条の規定により非常災害の場合、県の行う医療、助産、死体の処理については、この契約書に基づき、これを日本赤十字社山形県支部（以下「日赤県支部」という。）に委託するものとする。

## （災害救助委託業務の発動）

第2条 日赤県支部は、県から医療、助産、死体処理の救助業務について要請があったとき、これを行うものとする。

## （委託の範囲）

第3条 委託の範囲は次のとおりとする。

### 1. 医療

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

医療の期間は災害発生の日から14日以内とする。

### 2. 助産

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前及び分娩後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

助産の期間は分娩した日から7日以内とする。

### 3. 死体の処理

- (1) 死体の洗浄、縫合せ、消毒
- (2) 死体の検案

死体処理の期間は災害発生の日から10日以内とする。

## （委託に基づく日赤県支部の活動）

第4条 日赤県支部は第1条の委託業務を行なうため、常時5ヶ班以上の救護班を編成しておくものとする。

前項の救護班が委託業務を実施したときは、日赤県支部は県へ次の書類を提出するものとする。

### 1. 医療

- (1) 診療記録簿の写  
様式第 1 号
- (2) 救護班の編成並びに活動記録の写  
様式第 2 号
- (3) 使用医療品、衛生材料受払簿の写  
様式第 3 号
- (4) 医療器具破損、修繕簿の写  
様式第 4 号
- (5) 病院診療所の診療報酬に関する証憑書類の写
- (6) 医療費明細書  
様式第 5 号

## 2. 助産

- (1) 分娩の日時、場所、分娩者の住所、職業、氏名、年齢等の記録の写
- (2) 助産費給与明細書  
様式第 6 号
- (3) 助産関係支出証憑書類の写

## 3. 死体処理

死体処理明細書

様式第 7 号

(日赤県支部への費用負担)

第 5 条 委託をうけて日赤県支部が支弁した費用(人件費、救護所設置費、医療費、助産費、救護諸費、輸送費及び人夫費、事務費、その他の費用)については別表 1 により県において支払うものとする。

ただし医療品、衛生材料の未使用の残品であって保存のできるもの及び費用のための寄附金その他の収入を控除した額とする。

(扶助金の支給)

第 6 条 日赤県支部の救護班員(日赤県支部の有給職員を除く)が委託業務に従事中負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金については、別表 1 により県において支払うものとする。

(県に対する費用請求)

第 7 条 第 5 条及び第 6 条により日赤県支部が支弁した費用及び扶助金を請求するときは、様式第 8 号及至第 10 号による請求書によるものとする。

(協力援助)

第 8 条 委託事項の実施について、県は日赤県支部の行なう救助業務について、これを推進援助するものとする。

第 9 条 本契約に定めるものの外必要な事項は県及び日赤県支部両者の協議によりその都度定めるものとする。

第 10 条 県及び日赤県支部は昭和 34 年 5 月 18 日付の委託契約書は、本契約締結の日をもって廃止するものとする。

この契約確認のため本書2通を作成し、県と日赤県支部は署名捺印の上、各1通を所持するものとする。

昭和35年4月5日

山 形 県 知 事 安 孫 子 藤 吉  
日本~~日~~赤十字社山形県支部長 安 孫 子 藤 吉

別表 1

災害救助法第32条の規定  
による委託救護業務の支弁費

費 目	費 用 負 担 額
人 件 費	日本赤十字社内国旅費規則、同救護規則、第26条による費用弁償に関する規程及び同時間外手当、深夜手当支給規程に定めた額、又はこれに準じて算定した額以内
救 護 所 費 設 置 費	救護所設置のために使用した消耗器材費及び建物等の借上料又は損料の実費
救 護 諸 費	<p>イ 医療及び助産のため使用した薬剤、治療材料、衛生材料及び医療器具破損、修理等の実費</p> <p>やむを得ない事情のため救護班によらず一般の病院、診療所において医療、助産をうけた場合は、社会保険診療報酬の額とし、これにより難い場合は慣行料金の二割引以内の額とする。</p> <p>ロ 死体処理のための検案及び死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処置として一体当たり2,700円以内の実費</p>
輸 送 費 及 び 人 夫 賃	医療、助産、死体処理及び救護所設置のために必要な輸送費及び人夫費についての当該地域における通常の実費
事 務 費	事務処理に使用した文房具等の消耗品、電話料等の実費
扶 助 金	委託業務に従事中救護班員及び医療班員が負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって支給した扶助金の額
そ の 他 の 費 用	前各号に該当しない費用であって、委託事項の実施のために使用した費用の実費

様式第一号

## 診 療 記 録

〇〇救護班

班長 医師 氏 名

年月日	住 所	職業	性別	患者氏名	年令	病名	措置概要

様式第二号

## 救護班、医療班の編成並びに活動記録

期 間	活 動 記 録	診 療 者 数	班 の 編 成	班長職氏名	備 考
自〇月〇日 〇日間 至〇月〇日	〇〇 市 町 村	内科 名 外科 名	医 師 名 看護婦 名 主 事 名 補助員 名	〇〇病院 〇職 氏 名	
計					

様式第3号

使用医薬品、衛生材料受払簿

日赤山形県支部

品名	単位					
年月日	摘要	受	払	残	備考	
計						

様式第4号

治療、衛生材料及び医療器具破損修理簿

日赤山形県支部

年月日	品名	破損及び修理の別	員数	金額	修理先	備考
計				円		



様式第7号

死 体 処 理 簿

〇〇 医 療 班

班 長 医 師 氏 名

死 亡 年月日	死 亡 原 因	死体発 見場所	死 亡 者		遺 族		処 理 費			死体の一時保存建物借上等	備 考
			住所氏名	年令	住所氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		
計											

様式第8号

災害救助法第34条の規定による補償請求書

災害救助法第32条の規定による委託事項に基づき、災害に際して実施した救助業務について、当支部が支弁した費用に対する補償を同法第34条の規定により下記のとおり請求します。

年 月 日

日本赤十字社山形県支部長 氏 名 印

山形県知事 氏 名 殿

- 1 請求金額 金 円也
- 支弁費用総額 円
- 寄附金その他の収入額 円

2 救助の種類及び期間

救助の種類 期 間 摘 要



支 弁 費 用 明 細 書

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 人 件 費 (1) 旅 費 (2) 役 務 費 (3) 時間外手当及び 深夜手当				日本赤十字社救護規則第26 条の規定による費用弁償費 を計上するものであること。
2 救護所設置費 (1) 消耗器材費 (2) 借上料損料				
3 救護諸費 (1) 薬 剤 (2) 治療材料 (3) 医療器具破損費 (4) 衛生材料 (5) 死体処理費 (6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 人 夫 賃				
6 ○ ○ (1) ○ ○				
7 救 助 金 (1) 療養扶助金 (2) 休業扶助金 (3) 障害扶助金 (4) 遺族扶助金 (5) 葬祭扶助金 (6) 打切扶助金				
8 事 務 費 (1) 消耗品費 (2) 電 話 料 (3) 電 報 料 (4) そ の 他				
合 計				

(注意) この費用明細書の各費目ごとの明細は内訳として添付すること。

様式第10号

災害救助法による  
療養  
休業  
障害  
遺族  
葬祭  
打切  
扶助金支給申請書

負傷、罹病又は死亡者の住所、氏名					
負傷、罹病又は死亡者の日時及び場所					
負傷、罹病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
負傷、罹病又は死亡した当時、本人と関係のあった主なる親族の状況 (この欄は遺族及び葬祭扶助金請求の場合記入する。)	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考

災害救助法第29条の規定による扶助金を支給されるよう別紙診断書を添えて申請します。

年 月 日

住所

氏名

印

山形県知事

殿

右のとおり相違ないことを証明する。

市町村長

氏

名

印

(注 意)

- 療養扶助金支給申請書には医師の診断書、療養に関する請求書又は領収書を添付すること。
- 障害扶助金支給申請書には身体の障害の程度、療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書を添付すること。
- 遺族扶助金又は葬祭扶助金支給申請書には医師の死亡診断書、死亡者との関係を証明する書類を添付すること。

## 災害救助に関する山形県知事と山形県医師会会長との協定書

山形県知事(以下「甲」という。)と山形県医師会会長(以下「乙」という。)は、非常災害時における医療救護活動等について互いに緊密な連携を図るため、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、山形県内外で発生した非常災害時において災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)及び山形県地域防災計画に基づき円滑かつ迅速な救助を実施するため必要な事項を定めるものとする。

### (医療救護体制の整備)

第2条 甲は、乙及び関係団体等と緊密に連携し、非常災害時を想定した医療救護体制の整備を図るものとする。

2 乙は、非常災害に備え、会員を班長とする医療救護班を相当数編成するものとし、甲は、その日常的な体制の確保に必要な支援を行うものとする。

### (救助の協力)

第3条 乙は、救助法に基づいて甲が行う救助のうち、医療に関する救助の実施については、甲乙協議のうえ調整を図り、この協定の定めるところにより協力するものとする。

### (医療救護班の派遣)

第4条 甲は、救助法等に基づき、医療救護活動等を実施するうえで必要と認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し派遣するものとする。

2 緊急止むを得ない事情により、前項の要請を受けるとまのないうまま、乙が必要と認めて医療救護班を派遣したときは、乙は速やかに甲に報告するものとし、甲は、前項の要請に関する規定に照らして相当と認めたときは、これを承認するものとする。この場合、甲の承認した医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

### (医療施設の利用)

第5条 救助は、医療救護班によることを原則とするが、急迫した事情のある場合、医療機関に収容して救助を行う必要がある場合等においては、乙は、会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

### (救助の範囲)

第6条 乙が行う救助の範囲は、医療救護、助産及び検案等とし、その内容は、山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月県規則第4号。以下「救助法施行細則」という。)第2条に定めるところによるものとする。

(医薬品及び衛生材料)

第7条 救助に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として、山形県医師会会員の手持ちのものを使用するものとする。ただし、甲は、必要な場合は補給の措置を講ずるものとする。

(通信及び運搬手段)

第8条 乙は、医療救護活動に必要な通信手段及び運搬手段等の確保に努めるものとする。なお、確保が困難な場合は、甲は、医療救護活動等が円滑に実施できるよう必要な措置をとるものとする。

(医療救護班の報告)

第9条 医療救護班の班長は、救助を行った場合においては必要な記録を行うとともに、乙及び甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第10条 甲は、この協定による救助に要した費用については、救助法施行細則に定めるところにより、費用弁償を行うものとする。

(扶助金)

第11条 甲は、この協定による救助活動に従事した者が、この為に負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)に定めるところにより、扶助金を支給するものとする。

(細目)

第12条 医療救護班体制の確保及び救助の実施に関し必要な細目は甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(協議)

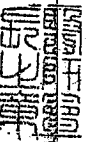
第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降もまた同様とする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年2月28日から適用する。
- 2 昭和55年10月1日に締結された協定は、これを廃止する。

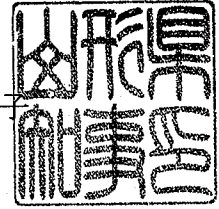


この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年2月28日

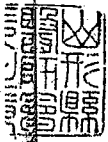
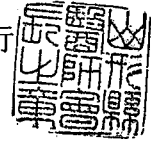
甲 山形県知事

吉村 美栄



乙 山形県医師会会長

有海 躬行



## 災害時における心理ケアに関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と山形県臨床心理士会（以下「乙」という。）とは、災害時において被災者に対して行う心理ケア（以下「心理ケア」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の被災者対策の一環として、甲が行う心理ケアに対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （医療従事者の派遣）

第2条 甲は、心理ケアを実施する必要が生じた場合は、乙に対して心理ケアのための臨床心理士等（以下「心理ケア従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

### （心理ケア計画）

第3条 乙は、甲の心理ケア従事者の派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、心理ケアの計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 心理ケア計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 心理ケア従事者の編成計画
- (2) 心理ケア従事者の心理ケア活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) その他必要な事項

### （心理ケア従事者の派遣要請の手続き）

第4条 甲は、第2条の規定に基づき乙に派遣を要請するときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）により行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣先の場所
- (4) 派遣者数
- (5) 派遣期間
- (6) その他必要な事項

### （業務の内容）

第5条 心理ケア従事者は、原則として、避難所及び仮設住宅において、次に掲げる心理ケア活動を行うものとする。

- (1) 被災者に対する心理ケア
- (2) その他状況に応じた必要な措置

### （心理ケア従事者の輸送）

第6条 甲は、被災者への心理ケアが円滑に実施できるよう、心理ケア従事者の輸送について、必要な措置を講じるものとする。

### （指揮命令）

第7条 現地での指揮命令及び心理ケア活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(診察費)

第8条 避難所、仮設住宅における心理ケア費用は、無料とする。

(費用の弁償)

第9条 甲の要請に基づいて派遣した場合における心理ケア従事者の編成及び派遣に要する費用は、甲が負担するものとする。

(心理ケア従事者への災害補償)

第10条 甲は、心理ケアに従事した者が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年12月25日山形県条例第66号)」に定めるところによりその損害を補償する。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成18年3月27日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市小白川町一丁目4-12  
山形大学教職研究総合センター佐藤研究室内  
山形県臨床心理士会会長 野口 敏信

## 災害時における医療救護に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と社団法人山形県看護協会（以下「乙」という。）とは、災害時における救護所等への看護師等の派遣について、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （医療従事者の派遣）

第2条 甲は、災害時に医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、必要に応じ乙に対して看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

### （災害時医療救護計画）

第3条 乙は、甲の医療従事者の派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、災害時における医療救護の計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 災害時医療救護計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) その他必要な事項

### （医療従事者の派遣要請の手続き）

第4条 甲は、第2条の規定に基づき乙に派遣を要請するときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）により行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣先の場所
- (4) 派遣者数
- (5) 派遣期間
- (6) その他必要な事項

### （業務の内容）

第5条 医療従事者は、原則として、避難所及び災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医師の指示に基づき、次に掲げる医療救護活動を行うものとする。

- (1) 傷病者に対する応急手当及び看護
- (2) 傷病者の救護所への収容
- (3) その他状況に応じた必要な措置

### （薬剤等の供給）

第6条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、医療従事者が携行するもののほか、甲が供給するものとする。



(医療従事者の輸送)

第7条 甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講じるものとする。

(指揮命令)

第8条 現地での指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(費用の弁償)

第9条 法令に定めがあるもののほか、甲の要請に基づいて派遣した場合における次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の派遣に要する費用

(医療従事者への災害補償)

第10条 甲は、甲の要請に基づき医療救護に従事した者が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年12月25日山形県条例第66号）」に定めるところによりその損害を補償する。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長とし、乙については事務局長とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第13条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成18年7月24日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市松栄一丁目5番45号  
社団法人山形県看護協会  
会 長 齋藤 カツ子

## 災害時における医療救護活動に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と社団法人山形県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、災害時に医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、必要に応じ乙に対して薬剤師の派遣を要請するものとする。

（薬剤師の派遣要請の手続き）

第3条 甲は、第2条の規定に基づき乙に派遣を要請するときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）により行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣先の場所
- (4) 派遣者数
- (5) 派遣期間
- (6) その他必要な事項

（業務の内容）

第4条 甲の要請に基づき派遣された薬剤師（以下「薬剤師」という。）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
- (3) その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

（指揮命令）

第5条 現地での指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

（薬剤師の輸送）

第6条 甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、薬剤師の輸送について、必要な措置を講じるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 薬剤師が使用する医薬品等は、薬剤師が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(調剤費)

第8条 救護所等における調剤費は無料とする。

(費用の弁償)

第9条 法令に定めがあるもののほか、甲の要請に基づいて派遣した場合における次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師が携行した医薬品等使用した場合の実費
- (2) 薬剤師の派遣に要する費用

(医療従事者への災害補償)

第10条 甲は、甲の要請に基づき医療救護に従事した者が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年12月25日山形県条例第66号）」に定めるところによりその損害を補償する。

(体制の整備)

第11条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長とし、乙については事務局長とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第14条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成18年12月8日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市美畑町11番26号  
社団法人山形県薬剤師会  
会 長 渡 辺 康 弘

## 災害時における医薬品等の供給に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）とは、災害発生における医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙と協力して医薬品等を確保し、迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （医薬品等の供給要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めたとき、又は県内の市町村より供給の要請があったときには、乙に対し保有する医薬品等の供給を要請するものとする。

### （要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （医薬品等の範囲）

第4条 供給する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。なお、乙の県内施設で措置できない場合は、県外施設から措置するよう努めるものとする。

- （1）医薬品
- （2）医療機器
- （3）衛生材料

### （供給要請の方法）

第5条 前条に掲げる医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合には他の方法によることができるものとする。

2 やむを得ない事情のため、前項による手続きがとれない場合は、甲は、直接乙の加入協会会員に対し供給の要請を行うことができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置事項を、事後すみやかに乙に連絡するものとする。

### （医薬品等の供給場所）

第6条 乙は、甲が指定した場所に医薬品等を供給するものとする。なお、甲が指定する場所については、必要に応じて甲と乙が事前に協議するものとする。

### （広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会と連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲はそのために必要な協力を行うものとする。

### （情報の収集及び提供）

第8条 甲と乙は、災害時において、被災地の状況、被災者の救護状況並びに救護所等の災害用医薬品の需要に関する情報の収集に努め、情報交換を行うものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方が誠意ある協議を行うものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成20年4月1日からとし、甲乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、乙は乙の加入協会員にこの協定を締結したことを周知するものとする。

平成20年3月27日 制定

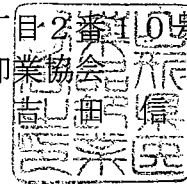
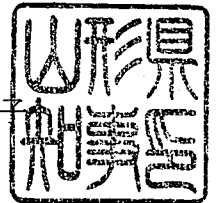
甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形県蔵王松ヶ丘一丁目2番10号  
山形県医薬品卸業協会  
会長 宮原良司

令和4年2月7日 一部改定

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村美栄

乙 山形県蔵王松ヶ丘一丁目2番10号  
山形県医薬品卸業協会  
会長 吉村美栄



## 災害時における医療機器等の供給に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と東北医療機器協会山形県支部（以下「乙」という。）とは、災害発生における医療機器等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙と協力して医療機器等を確保し、迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （医療機器等の供給要請）

第2条 甲は、災害時における医療機器等の確保を図るため、必要があると認めるとき、又は県内の市町村より供給の要請があったときには、乙に対し保有する医療機器等の供給を要請するものとする。

### （要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （医療機器等の範囲）

第4条 供給する医療機器等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。なお、乙の県内施設で措置できない場合は、県外施設から措置するよう努めるものとする。

- （1）医療機器
- （2）衛生材料

### （供給要請の方法）

第5条 前条に掲げる医療機器等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合には他の方法によることができるものとする。

2 やむを得ない事情のため、前項による手続きがとれない場合は、甲は、直接乙の加入協会会員に対し供給の要請を行うことができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置事項を、事後すみやかに乙に連絡するものとする。

### （医療機器等の供給場所）

第6条 乙は、甲が指定した場所に医療機器等を供給するものとする。

### （広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、日本医療機器販売業協会と連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲はそのために必要な協力を行うものとする。

### （情報の収集及び提供）

第8条 甲と乙は、災害時において、被災地の状況、被災者の救護状況並びに救護所等の災害用医療機器等の需要に関する情報の収集に努め、情報交換を行うものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方が誠意ある協議を行うものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成20年4月1日からとし、甲乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

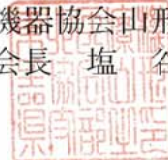
なお、乙は乙の加入協会員にこの協定を締結したことを周知するものとする。また、平成20年4月1日以降、乙の名称が変わっても本協定の権利関係については、新名称の団体に承継するものとする。

平成20年3月28日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 齋藤



乙 山形県山形市吉原二丁目10番28号  
東北医療機器協会山形県支部  
支部会長 塩谷 順平





## 災害時の歯科医療救護に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と社団法人山形県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

### （総 則）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び山形県地域防災計画（平成19年6月策定）に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 緊急止むを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのないまま、乙が必要と認め歯科医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲に報告しその承認を得るものとする。この場合、甲が承認した歯科医療救護班は、甲の要請に基づく歯科医療救護班とみなすものとする。

### （歯科医療救護計画の策定等）

第3条 乙は、前条の規定による歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護班の編成、派遣その他歯科医療救護の実施に関する歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

### （歯科医療救護班に対する指揮等）

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、甲が指定するものを行うものとする。

### （歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難所及び災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 歯科医療を要する傷病者の受入歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) その他必要とされる措置



(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、必要に応じて甲が供給するものとする。

(受入歯科医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が歯科医療を要する傷病者の受入歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(歯科医療費)

第8条 救護所における歯科医療費は、無料とする。

2 受入歯科医療機関における歯科医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等使用した場合の実費

(3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもので甲が認めたもの

(細 則)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

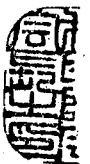
(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

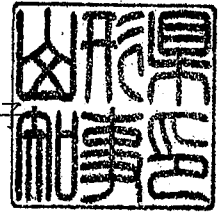
第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

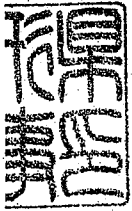


平成23年12月26日

甲 山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市十日町二丁目4番35号  
社団法人 山形県歯科医師会  
会長 石黒 慶



## 停電を伴う災害時等における人工呼吸器装着 在宅難病患者への支援に関する協定書

山形県難病等団体連絡協議会（以下「甲」という。）、山形県難病医療等連絡協議会（以下「乙」という。）、山形県ハイヤー協会（以下「丙」という。）、山形県ハイヤー・タクシー協会（以下「丁」という。）及び山形県（以下「戊」という。）は、次のとおり、停電を伴う災害時等における、人工呼吸器装着在宅難病患者（以下「難病患者」という。）への支援に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、停電を伴う災害時等において、難病患者が電源の確保された医療機関への移送を希望する場合、甲、乙、丙、丁及び戊が連携して、受入医療機関及び移送手段の確保のための協力を行うことを目的とする。

### （甲の協力内容）

第2条 甲は、日ごろの協議会活動等を通して、難病患者の状況把握に努めるとともに、停電を伴う災害時等において、難病患者が丙又は丁の所管する車両を利用して、電源の確保された医療機関への移送を希望する場合には、難病患者の求めに応じて、移送にかかる必要な契約手続き等の調整を行うものとする。

### （乙の協力内容）

第3条 乙は、停電を伴う災害時等において、難病患者が電源の確保された医療機関への移送を希望する場合で、かつ、難病患者が移送可能な医療機関の紹介を希望する場合には、難病患者の求めに応じて、医療機関の紹介を行うものとする。

### （丙及び丁の協力内容）

第4条 丙及び丁は、停電を伴う災害時等において、難病患者が丙又は丁に加盟している企業（以下「加盟企業」という。）の所管する車両を利用して、電源の確保された医療機関への移送を希望する場合には、難病患者の家族とあらかじめ移送契約等（以下「契約等」という。）を締結の上、契約等に基づく移送を行うことができるよう加盟企業と調整を図るものとする。

### （戊の協力内容）

第5条 戊は、本協定が円滑に執行されるよう、甲、乙、丙及び丁間の連携について必要な調整等を行うとともに、災害時等においては、県の災害対策本部や医師会等の関係機関（他県の関係機関も含む。）との連絡調整を行い、甲、乙、丙及び丁に必要な情報提供を行うものとする。

### （個人情報の保護）

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定の実施に当たり、個人情報の取り扱いを適正に行うとともに、この協定の有効期間中又は有効期間が終了した後においても、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(協議)

第7条 この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙、丁及び戊で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成26年8月21日

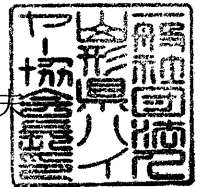
甲 山形市小白川町四丁目32番7号  
山形県難病等団体連絡協議会  
代表幹事 川越 隼 雄



乙 山形市松波二丁目8番1号  
山形県難病医療等連絡協議会  
会長 加藤 丈 夫



丙 山形市大字漆山字行段1422番地  
一般社団法人 山形県ハイヤー協会  
会長 石川 康 夫

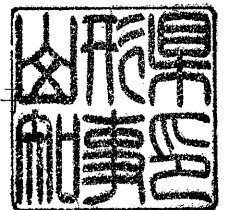


丁 山形市五十鈴三丁目1番30号  
山形県ハイヤー・タクシー協会  
会長 伊藤 博 夫



戊 山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄



## 災害時における公益社団法人山形県柔道整復師会の協力に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と公益社団法人山形県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、乙が、大規模な災害等の発生時に行う医療救護活動等の協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び山形県地域防災計画（平成19年6月策定）に基づき、山形県内において地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部を設置した場合等、乙の協力が必要であると認められる時は、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が編成する柔道整復救護班の派遣による医療救護活動
  - (2) その他甲が必要と認める活動
- 2 柔道整復救護班の活動は、医療救護所等において、柔道整復師法（昭和45年4月14日法律第19号）に規定された柔道整復業務の範囲内で実施する。
  - 3 柔道整復救護班の派遣に当たり、乙は市町村と派遣場所等の必要な調整を図るものとする。
  - 4 第1項に規定する協力において、被災者への施術費は無料とする。

### （衛生材料等の供給及び費用弁償）

第3条 救護活動に必要な衛生材料等は当該柔道整復救護班が携行するもののほか、不足した場合は甲が供給するものとする。

- 2 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供使用については、その実費を弁償するものとする。

### （協力の要請等）

第4条 甲が、乙に対して第2条第1項各号に定める事項について協力を要請する時は、様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請し、その後、速やかに当該文書を送付するものとする。

- 2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなった時は、速やかに様式第2号により乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲の要請により可能な範囲で協力するものとする。
- 4 乙は、協力を終了した時は、速やかに様式第3号により甲に報告するものとする。

### （安全の確保）

第5条 甲は、要請を受けて協力する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

- 2 甲が協力要請を行う場合、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報

を提供するものとする。

(協力のための準備)

第6条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、相手方に報告しておくものとする。

(経費の負担)

第7条 乙及び乙の会員が協力を行うために要した経費については、第3条に規定する費用を除き、乙の負担とする。

(扶助金)

第8条 甲は、乙の会員が協力要請によって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した時は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規程に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、協力が円滑に行われるように、平素から情報交換を行うものとする。  
2 乙は、甲が実施する訓練等への参加に努めるなど防災意識を高めて、災害時に備えるものとし、また、甲は、乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しない時は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年12月19日

甲 山形市松波2丁目8-1  
山形県知事 吉村美栄子

乙 山形市五日町15番10号  
公益社団法人山形県柔道整復師会  
会長 齊藤勝典



## 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と公益社団法人山形県栄養士会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害等の発生時における栄養・食生活支援活動に係る協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、山形県内で、地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う栄養・食生活支援活動について、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲が、乙に対して前項の協力を要請するときは、乙との調整を図るために、別記様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後、速やかに当該文書を送付するものとする。

3 乙は、甲の要請に基づき管理栄養士・栄養士の派遣について可能な範囲で協力するものとする。

### （乙の業務）

第3条 前条第3項の規定により派遣される管理栄養士・栄養士は、甲が指定する場所において、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- （1）避難所等の栄養管理、衛生管理
- （2）避難所等における疾病・身体状況や食事等に関する情報収集、巡回栄養相談
- （3）要配慮者等に対する栄養・食事指導
- （4）特殊栄養食品（乳児用ミルクや高齢者用食品、食物アレルギー対応食品、病者用食品等）の提供に係る支援
- （5）避難所や被災者の栄養状況調査、栄養管理
- （6）その他甲が必要と認める活動

### （移動手段）

第4条 甲は、乙が円滑に協力を行えるよう、乙の移動手段について必要な措置を講じるものとする。

### （費用弁償等）

第5条 第2条第1項の要請に基づく協力に係る第3条各号に定める活動に要した食品等の実費は、甲が負担するものとし、当該実費以外に要した費用については、乙が負担するものとする。

2 第2条第1項の要請に基づき協力する管理栄養士・栄養士が、第3条に規定する業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第12条の扶助金の例により、当該扶助金相当額を負担するものとする。

### （指揮命令）

第6条 現地での指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

### （連絡体制）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、必要な連絡及び調整を行い、平常時から連絡体制の強化に努めるものとする。

### （細則）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

### （協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

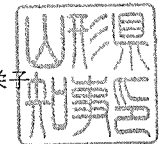
### （有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

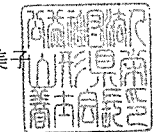
この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年3月24日

甲 山形市松波2丁目8-1  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市小白川町2丁目3-31  
公益社団法人山形県栄養士会  
会長 西村 恵美子



別記様式

協 力 要 請 書

令和 年 月 日

公益社団法人山形県栄養士会会長 殿

山形県知事

災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

なお、会員の安全確保には十分注意し、二次災害のおそれが予見される場合は、速やかに活動を中止し、撤退してください。

記

連絡窓口	担当者： 電 話： Fax：
派遣の場所	市・町・村
被害の状況	
想定される業務の 内 容	
その他の 必要な事項	

協 定 書

山 形 県  
公益社団法人山形県栄養士会



(様式第1号)

## 山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県(以下「甲」という。)と社会福祉法人山形県社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領(以下「運営要領」という。)に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム(山形DWAT)」(以下「チーム」という。)の派遣が円滑に行われることを目的とする。

### (届出書の作成)

第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等(以下「会員等」という。)のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書(運営要領様式第3号。以下「届出書」という。)を作成し、甲に提出する。

2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

### (連携事項)

第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。

2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。

3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。

4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

### (派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

### (定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

### (有効期間)

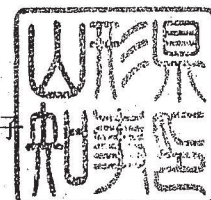
第6条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定の締結の日から1年間

とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

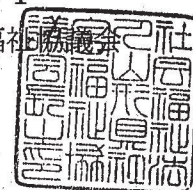
この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市小白川町2-3-31  
社会福祉法人山形県社会福祉協議会  
会長 玉木 康雄



## 山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県社会福祉法人経営者協議会（以下「乙」という。）は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領（以下「運営要領」という。）に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。）の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWAT）」（以下「チーム」という。）の派遣が円滑に行われることを目的とする。

### (届出書の作成)

第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等（以下「会員等」という。）のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書（運営要領様式第3号。以下「届出書」という。）を作成し、甲に提出する。

2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

### (連携事項)

第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。

2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。

3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。

4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

### (派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

### (定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

### (有効期間)

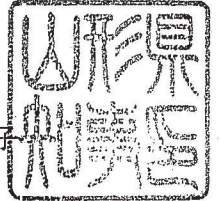
第6条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間

とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

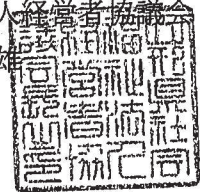
この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市小白川町2-3-31  
山形県社会福祉法人経営者協議会  
会長 柳生 法雄



(様式第1号)

## 山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県老人保健施設協会（以下「乙」という。）は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領（以下「運営要領」という。）に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。）の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWAT）」（以下「チーム」という。）の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等（以下「会員等」という。）のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書（運営要領様式第3号。以下「届出書」という。）を作成し、甲に提出する。

2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。

2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。

3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。

4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

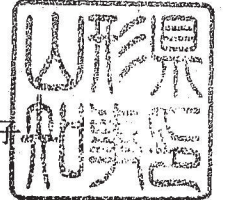
第6条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間

とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

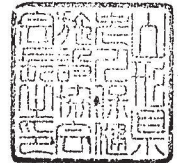
この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 天童市大字道満193-1  
山形県老人保健施設協会  
会長 佐々木 大輔



(様式第1号)

## 山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県介護支援専門員協会（以下「乙」という。）は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領（以下「運営要領」という。）に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。）の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWAT）」（以下「チーム」という。）の派遣が円滑に行われることを目的とする。

### （届出書の作成）

第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等（以下「会員等」という。）のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書（運営要領様式第3号。以下「届出書」という。）を作成し、甲に提出する。

2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

### （連携事項）

第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。

2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。

3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。

4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

### （派遣に係る要請等）

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

### （定めのない事項等）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

### （有効期間）

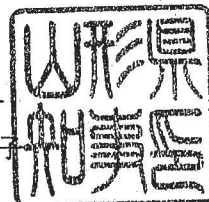
第6条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間

とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市小白川町2-3-31  
一般社団法人山形県介護支援専門員協会  
会長 高橋 則好





(様式第1号)

## 山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県身体障害者福祉施設協議会（以下「乙」という。）は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領（以下「運営要領」という。）に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。）の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWAT）」（以下「チーム」という。）の派遣が円滑に行われることを目的とする。

### (届出書の作成)

第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等（以下「会員等」という。）のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書（運営要領様式第3号。以下「届出書」という。）を作成し、甲に提出する。

2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

### (連携事項)

第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。

2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。

3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。

4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

### (派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

### (定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

### (有効期間)

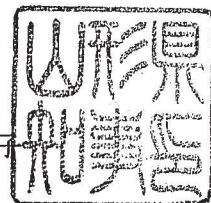
第6条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間

とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市大字成安425-2  
山形県身体障害者福祉施設協議会  
会長 朝妻 智代子



(様式第1号)

## 山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県知的障害者福祉協会（以下「乙」という。）は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領（以下「運営要領」という。）に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害をいう。）の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWA T）」（以下「チーム」という。）の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等（以下「会員等」という。）のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書（運営要領様式第3号。以下「届出書」という。）を作成し、甲に提出する。

2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。

2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。

3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。

4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

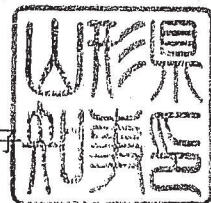
第6条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間

とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

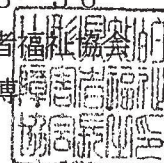
この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市宮町1-3-36  
山形県知的障害者福祉協会  
会長 井上 博



(様式第1号)

## 山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県精神保健福祉士協会（以下「乙」という。）は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領（以下「運営要領」という。）に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。）の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWAT）」（以下「チーム」という。）の派遣が円滑に行われることを目的とする。

### (届出書の作成)

第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等（以下「会員等」という。）のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書（運営要領様式第3号。以下「届出書」という。）を作成し、甲に提出する。

2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

### (連携事項)

第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。

2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。

3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。

4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

### (派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

### (定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

### (有効期間)

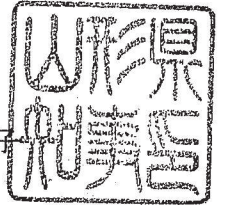
第6条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間

とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 上山市金谷字金谷神927-5  
山形県精神保健福祉  
会長 那須 裕徳



(様式第1号)

## 山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県社会就労センター協議会（以下「乙」という。）は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領（以下「運営要領」という。）に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害をいう。）の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWAT）」（以下「チーム」という。）の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等（以下「会員等」という。）のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書（運営要領様式第3号。以下「届出書」という。）を作成し、甲に提出する。

2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。

2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。

3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。

4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

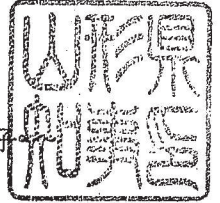
第6条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間

とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

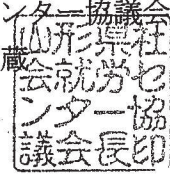
この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市小白川町2-3-31  
山形県社会就労センター協議会  
会長 黒沼 祐蔵





(様式第1号)

## 山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県(以下「甲」という。)と一般社団法人山形県相談支援専門員協会(以下「乙」という。)は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領(以下「運営要領」という。)に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害をいう。)の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム(山形DWAT)」(以下「チーム」という。)の派遣が円滑に行われることを目的とする。

### (届出書の作成)

第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等(以下「会員等」という。)のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書(運営要領様式第3号。以下「届出書」という。)を作成し、甲に提出する。

2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

### (連携事項)

第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。

2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。

3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。

4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

### (派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

### (定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

### (有効期間)

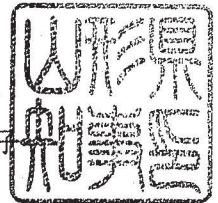
第6条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定の締結の日から1年間

とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市江俣一丁目9番26号  
一般社団法人山形県相談支援専  
代表理事 鈴木 ひとみ



(様式第1号)

## 山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県保育協議会（以下「乙」という。）は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領（以下「運営要領」という。）に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。）の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWAT）」（以下「チーム」という。）の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等（以下「会員等」という。）のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書（運営要領様式第3号。以下「届出書」という。）を作成し、甲に提出する。

2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。

2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。

3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。

4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

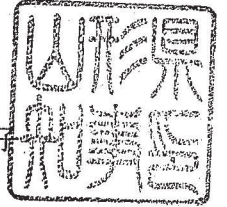
第6条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示が

なされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものと  
し、以降も同様とする。

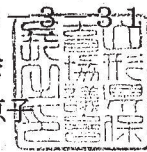
この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有  
する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市小白川町2  
山形県保育協議会  
会長 岡崎 恵子



(様式第1号)

## 山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド（以下「乙」という。）は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領（以下「運営要領」という。）に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害をいう。）の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWAT）」（以下「チーム」という。）の派遣が円滑に行われることを目的とする。

### (届出書の作成)

第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等（以下「会員等」という。）のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書（運営要領様式第3号。以下「届出書」という。）を作成し、甲に提出する。

2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

### (連携事項)

第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。

2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。

3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。

4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

### (派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

### (定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

### (有効期間)

第6条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間

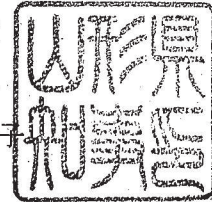
とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市七日町1-1-1

特定非営利活動法人やまがた子育て支援センター

代表 野口 比呂美



(様式第1号)

## 山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県社会福祉士会（以下「乙」という。）は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領（以下「運営要領」という。）に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害をいう。）の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWAT）」（以下「チーム」という。）の派遣が円滑に行われることを目的とする。

### (届出書の作成)

第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等（以下「会員等」という。）のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書（運営要領様式第3号。以下「届出書」という。）を作成し、甲に提出する。

2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

### (連携事項)

第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。

2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。

3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。

4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

### (派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

### (定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

### (有効期間)

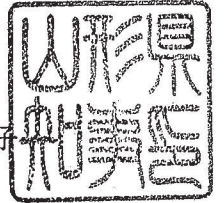
第6条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間

とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市小白川町2-3-31  
一般社団法人山形県社会福祉士会  
理事長 鈴木 一成





(様式第1号)

## 山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県介護福祉士会（以下「乙」という。）は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領（以下「運営要領」という。）に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。）の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWAT）」（以下「チーム」という。）の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等（以下「会員等」という。）のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書（運営要領様式第3号。以下「届出書」という。）を作成し、甲に提出する。

2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。

2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。

3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。

4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

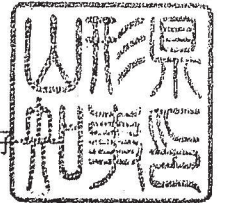
第6条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間

とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市小白川町2-3-31  
一般社団法人山形県介護福祉士会  
会長 佐々木 利典



## 山形空港医療救護活動に関する協定書

※

山形県山形空港事務所（以下「甲」という。）と社団法人北村山地区医師会（以下「乙」という。）は、山形空港において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、山形空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、山形空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要があるときには、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護婦等（以下「医療救護要員」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとする。

### （医療救護要員の派遣及び待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

### （医療救護要員の任務）

第4条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置
- (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (4) 死亡の確認

### （医療資器材の提供）

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

### （消火救難訓練）

第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練への参加要請があった場合には、これに協力するものとする。

3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。

4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

### （費用負担）

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

### （災害補償）

第8条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、  
甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成7年6月22日

甲 山形県山形空港事務所  
所長 小野清治  
※  
乙 社団法人 北村山地区医師会  
会長 菅 繁 三

乙として、下記法人とも同一内容の協定を締結しております。

○社団法人 天童市・東村山郡医師会  
会長 木村 正

○社団法人 寒河江市・西村山郡医師会  
会長 小関 功彦

## 山形空港医療救護活動に関する協定書細目

山形空港医療救護活動に関する協定書（平成7年6月22日締結）（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

### （医療救護要員派遣要請区分）

第1条 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請：医療救護要員が医師会館又は自宅等において待機をようする事態

派遣要請：現場救護所に派遣を要する事態

### （報告書の提出）

第2条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は待機を行った場合には、医療救護要員名簿（様式第1号）及び医療救護活動失し報告書（様式第2号）並びに医療品等使用報告書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿（様式第4号）を甲に提出するものとする。

### （費用負担）

第3条 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。

2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通して、費用を負担すべきものに対して請求書（様式5号）を提出するものとする。

### （費用負担の内訳）

第4条 乙は、請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。

（1）医療救護要員の派遣又は待機に要した費用

（2）医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

### （有効期間）

第5条 この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかから何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、以降同様とする。

本細目2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成7年6月22日

甲 山形県山形空港事務所 所長 小野 清治

※

乙 社団法人 北村山地区医師会 会長 菅 繁三

※乙として、下記法人とも同一内容の協定細目書を締結しております。

社団法人 天童市・東村山郡医師会 会長 木村 正

社団法人 寒河江市・西村山郡医師会 会長 小関 功彦

## 庄内空港医療救護活動に関する協定書

山形県庄内空港事務所（以下「甲」という。）と社団法人 酒田地区医師会（以下「乙」という。）は、庄内空港において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 本協定は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

### （要 請）

第 2 条 甲は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要が生じたときには、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護婦等（以下「医療救護要員」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとする。

### （医療救護要員の派遣及び待機）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

### （医療救護要員の任務）

第 4 条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- （1）被災者の選別
- （2）傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置

(3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定

(4) 死亡の確認

(医療資器材等の提供)

第 5 条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(消火救難訓練)

第 6 条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練への参加要請があった場合には、これに協力するものとする。

3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。

4 甲は、乙が第 2 項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第 7 条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

(災害補償)

第 8 条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成6年6月1日

甲 山形県庄内空港事務所  
所長

池田武良



乙 社団法人 酒田地区医師会  
会長 松浦昭





## 庄内空港医療救護活動に関する協定書細目

庄内空港医療救護活動に関する協定書（平成6年6月1日締結）（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

### （医療救護要員派遣要請区分）

第1条 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請：医療救護要員が医師会館又は自宅等において待機を要する事態

派遣要請：現場救護所に派遣を要する事態

### （報告書等の提出）

第2条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は待機を行った場合には、医療救護要員名簿（第1号様式）及び医療救護活動実施報告書（第2号様式）並びに医療品等使用報告書（第3号様式）を甲に提出するものとする。

2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿（第4号様式）を甲に提出するものとする。

### （費用負担）

第3条 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。

2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通して、費用を負担すべき者に対して請求書（第5号様式）を提出するものとする。

(費用負担の内訳)

第 4 条 乙が、請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用
- (2) 医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(有効期間)

第 5 条 この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、以降同様とする。

本細目2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 6 年 6 月 1 日

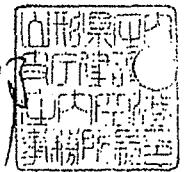
甲 山形県庄内空港事務所

所 長

池田 武 郎

乙 社団法人 酒田地区医師会

会 長 松 浦 昭 一



## 庄内空港医療救護活動に関する協定書

山形県庄内空港事務所（以下「甲」という。）と社団法人 鶴岡地区医師会（以下「乙」という。）は、庄内空港において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 本協定は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

### （要 請）

第 2 条 甲は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要性が生じたときには、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護婦等（以下「医療救護要員」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとする。

### （医療救護要員の派遣及び待機）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

### （医療救護要員の任務）

第 4 条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- （1） 被災者の選別
- （2） 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置

(3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定

(4) 死亡の確認

(医療資器材等の提供)

第 5 条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(消火救難訓練)

第 6 条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練への参加要請があった場合には、これに協力するものとする。

3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。

4 甲は、乙が第 2 項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第 7 条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

(災害補償)

第 8 条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

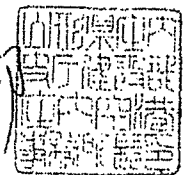
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成6年6月1日

甲 山形県庄内空港事務所

所長

池田武良



乙 社団法人 鶴岡地区医師会

会長

佐藤克巳



## 庄内空港医療救護活動に関する協定書細目

庄内空港医療救護活動に関する協定書（平成6年6月1日締結）（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

### （医療救護要員派遣要請区分）

第1条 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請：医療救護要員が医師会館又は自宅等において待機を要する事態

派遣要請：現場救護所に派遣を要する事態

### （報告書等の提出）

第2条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は待機を行った場合には、医療救護要員名簿（第1号様式）及び医療救護活動実施報告書（第2号様式）並びに医療品等使用報告書（第3号様式）を甲に提出するものとする。

2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿（第4号様式）を甲に提出するものとする。

### （費用負担）

第3条 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。

2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通して、費用を負担すべき者に対して請求書（第5号様式）を提出するものとする。

(費用負担の内訳)

第 4 条 乙が、請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用
- (2) 医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(有効期間)

第 5 条 この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、以降同様とする。

本細目2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 6 年 6 月 1 日

甲 山形県庄内空港事務所

所 長

池 田 武 郎

乙 社団法人 鶴岡地区医師会

会 長

佐 藤 克 巳